

# 新潟県文化芸術オンライン配信支援事業 実施要項

令和4年4月1日

## 1 趣旨

新型コロナウイルス感染拡大の影響により活動の縮小や公演の中止を余儀なくされている県内の文化芸術活動の維持・継続を図るとともに、広く県民に文化芸術の鑑賞機会を提供するため、文化芸術活動を行う個人又は団体（以下、「文化芸術団体等」という。）が活動のオンライン配信を行う場合に必要な機材の貸出しを行うもの。

## 2 対象者

(1)主に県内で活動する文化芸術団体等

(2)県内文化施設

ただし、下記のいずれかに該当する団体等は対象外とする。

- ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- ② 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ③ 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員である者、又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者
- ④ 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
- ⑤ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- ⑥ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- ⑦ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

## 3 利用条件

上記2の対象者がオンライン配信を目的とした文化芸術活動を行うこと

#### 4 利用期間

貸出日及び返却日を含む連続する7日まで

#### 5 利用機材

別紙1のとおり

#### 6 利用の流れ

##### 【利用前】

利用希望の原則7日前  
までに申請書を提出

① 利用申請書の提出

② 利用許可書の交付

##### 【利用日当日】

- ◎持参するもの
- ・利用許可書（様式1）
  - ・誓約書（様式2）
  - ・身分証明書  
（本人確認をします）

③ 誓約書の提出

④ 機材貸出し

##### 【利用後】

利用許可期限までに返却

⑤ 機材返却

利  
用  
者

泉  
民  
会  
館

## 7 利用手続き

時期	必要な手続き	留意点等
利用前 (利用申請)	様式 1「利用申請書」の提出 ・メール又は FAX 又は郵送 ・利用希望する原則 7 日前まで	内容確認・日程調整後、 メール又は FAX 又は郵送で利 用許可書を送付します。
利用日当日 (機材受領)	様式 2「誓約書」の提出、機材受領 ◎持参書類 ・利用許可書 ・誓約書 ・身分を確認できる書類 (運転免許証、健康保険証等)	申請者本人が窓口へお越しくだ さい。本人確認を行います。
利用後 (機材返却)	利用許可期限までに返却	返却機材の状態を確認します。 時間を要する場合がありますの で、余裕をもってお越しく下さい。

### 【お問い合わせ・書類の提出先】

〒951-8132

新潟県新潟市中央区一番堀通町 3-13

新潟県民会館

T E L : 025-228-4481

F A X : 025-228-4484

E-mail : kaikan@niigata-kenminkaikan.jp

### 【受付時間】

午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで (年末年始除く)

### 【申請に必要な書類の入手方法】

県民会館ホームページからダウンロードできます。

H P : <https://www.niigata-kenminkaikan.jp/>

# 利 用 規 約

利用者は、本規約を理解した上で適正な利用を行うものとする。

## 1 基本事項

- (1) 本事業は希望する利用内容の全てに対応・保証できるものではないこと。
- (2) 感染症対策のため機材に触れる前には手洗い・手指消毒に努めること。
- (3) 下記の理由に該当する場合は貸出しを認めない、又は、貸出しを中止するものであること。
  - ① 利用内容が文化芸術活動に該当しないと認められる場合
  - ② 利用に当たり、法令違反がある場合
  - ③ 申請内容に虚偽の事項が認められた場合
  - ④ 利用者が新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者である場合
  - ⑤ 機器の不調等による異常が認められた場合
- (4) 「機材操作マニュアル」に記載されている内容以外の問い合わせ等については、会館では対応できないこと。
- (5) 本事業を利用して行う全ての活動については、利用者の責任において行うこと。
- (6) 利用の中止等、申請内容に変更が生じた場合、速やかに会館へ申出ること。
- (7) 活動を行う上で生じたトラブル等については、利用者が自己の責任において解決することとし、会館は一切の責任を負わないものであること。
- (8) 会館が必要と認めた場合、本規約の内容を変更できるものであること。なお、本規約を変更する場合、会館ホームページ上で予め周知するとともに、利用者に対し通知するものであること。

## 2 遵守事項

- (1) 貸出し機材は、「機材操作マニュアル」を確認の上、適切に使用すること。
- (2) 動画の配信等を行う場合等、利用者及び第三者の個人情報等の扱いには十分に注意すること。
- (3) 利用者は、本事業利用中または利用後に以下の事項が生じた場合、直ちに会館に連絡すること。
  - ① 貸出物品が故障・破損した場合。（利用者に著しい瑕疵があった場合で、機器等の復旧等に係る損害が生じた場合は、その費用を利用者が負担するものとする。）

- ② 利用者と第3者との間にトラブル等が生じた場合。（利用者に生じた損害やトラブル等については、自己の責任で解決することとし、会館は一切の責任を負わないものとする。）

### 3 禁止事項

以下の禁止行為は絶対に行わないこと。

- (1)法令に違反する行為または犯罪行為に関連する行為
- (2)会館及び本事業の他の利用者またはその他の第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利または利益を侵害する行為
- (3)政治活動や宗教活動の普及につながると考えられる活動及び動画の撮影やその情報（動画・音声等）の配信
- (4)公序良俗に違反する内容の活動及び動画の撮影やその情報（動画・音声等）の配信
- (5)暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）の利益になると認められる行為
- (6)機材等に過度な負荷をかける行為
- (7)利用申請者以外の使用、新潟県外への持出し及び第三者への貸与、譲渡、売却行為
- (8)その他、文化芸術活動に関係しない行為

## 別紙 1

### 機材一覧

機材
1 デジタルビデオカメラ（ハンディタイプ）
2 三脚（4段式）
3 ライブエンコーダー
4 音声ミキサー（アナログタイプ）
5 ビデオスイッチャー
6 モニター（23.8 インチ）
7 有線マイク
8 フロアマイクスタンド（ブーム型）
9 マイクケーブル 20m
10 H D M I ケーブル 20m
11 H D M I ケーブル 1 m
12 H D M I ケーブルジョイント
13 L A N ケーブル 15m
14 音声ケーブル 1 m